



2025年2月14日

各 位

上場会社名 CKD株式会社
代 表 者 代表取締役社長 奥岡 克仁
(コード番号 6407 東証プライム、名証プレミア)
問合せ先責任者 総務部長 山田 純市
(TEL 0568-74-1111)

執行役員等に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年3月28日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 28,400株
(3) 処分価額	1株につき2,500円
(4) 処分価額の総額	71,000,000円
(5) 割当予定先	当社のコーポレート役員 2名 400株 当社の執行役員 6名 1,200株 当社の参与 5名 750株 当社の社員 289名 26,050株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、所定の要件を満たす当社のコーポレート役員2名、執行役員6名、参与5名（以下「対象執行役員等」といいます。）及び社員289名（以下「対象社員」といい、対象執行役員等と併せて「対象者」といいます。）に対して金銭債権合計71,000,000円を付与しました。その上で、当社は、同日開催の取締役会で、これらの金銭債権の合計71,000,000円を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭債権の額は金2,500円）、本自己株式処分として当社の普通株式28,400株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。また、中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを付与することを目的として、本割当株式には譲渡制限を設けることとし、対象執行役員等の譲渡制限期間を2025年3月28日（払込期日）から当該対象執行役員等が当社の取締役、コーポレート役員、執行役員、参与及び社員のいずれの地位も喪失する日ま

で、対象社員の譲渡制限期間を2025年3月28日（払込期日）から当社の社員の地位を喪失する日までと設定いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

対象執行役員等：2025年3月28日（払込期日）から当該対象執行役員等が当社の取締役、コーポレート役員、執行役員、参与及び社員のいずれの地位も喪失する日までの間

対象社員：2025年3月28日（払込期日）から当該対象社員が当社の社員の地位を喪失する日までの間

（2）譲渡制限の解除条件

対象執行役員等：2025年3月28日（払込期日）から2026年3月31日までの間（以下「対象期間」という。）、継続して当社の取締役、コーポレート役員、執行役員、参与及び社員のいずれかの地位にあること条件として、譲渡制限期間の満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、当該執行役員等が対象期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役、コーポレート役員、執行役員、参与及び社員のいずれの地位も喪失した場合、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する（ただし、取締役会がこれとは異なる決定をした場合には、この限りではない。）。

対象社員：当該社員が、死亡、雇用期間満了（定年退職後再雇用された場合を含む。）その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の社員の地位を喪失した場合に限り、譲渡制限期間の満了した時点をもって、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する（ただし、取締役会がこれとは異なる決定をした場合には、この限りではない。）。

（3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が証券会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全部につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2025年2月13日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,500円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上